

ポスト・スハルト 10 年目のインドネシアのメディア II — 『テンポ』 とメディア NGO —

伊賀司¹

前回の筆者の『JAMS News』での投稿ではスハルト体制崩壊後 10 年目のテレビ業界の再編を紹介したが、本稿では週刊誌『テンポ (Tempo)』とメディア NGO の活動を中心にみていくことで、民主化期のインドネシアで言論と表現の自由をめぐるジャーナリズムの世界で何が起きているのかについて考えていくことにしよう。

復刊後『テンポ (Tempo)』の 10 年

現在のインドネシアにおいて全国レベルで影響力があり、エリートや都市中間層のオピニオン・リーダーとして敬意を払われている印刷メディアは日刊紙『コンパス (Kompas)』と週刊誌の『テンポ』である。両紙はスハルト体制期からジャーナリストによる金銭の授受(「エンヴェロップ・ジャーナリズム (Envelop Journalism)」)を拒否してきたことで有名である。特に後者はアメリカの『タイム (Time)』紙をまねた作りで調査報道 (Investigative Journalism) を得意とし、スタッフに対する充実したジャーナリズム教育や明確な能力主義的昇進制度をいち早く取り入れている。また、印刷メディアに限らずテレビやオンライン・メディアなど様々なメディアの管理職レベルに『テンポ』に在職した経験のある「卒業生 (Alumni)」が存在し、独自の広いネットワークが存在する。

だが、スハルト体制末期の 1994 年 6 月に『テンポ』は他の 2 紙の雑誌とともに発禁処

分を受けている²。発禁後、『テンポ』のジャーナリストは究極の選択を迫られた。それは、スハルトと密接な関係にあった企業家のボブ・ハサン (Bob Hasan) が政府の肝煎りで『テンポ』発禁後に設立した『ガトラ (Gatra)』に移籍するか、政府の処分にな得せず、妥協を拒否して体制と対峙するかであった。後者の選択をした者は、『テンポ』の第 2 代編集長バンバン・ハリムルティ (Bambang Harymurti) のように独立した企業を新たに設立してそこで日刊紙『メディア・インドネシア (Media Indonesia)』の日曜版の編集を請け負ったり、現編集長のトリック・ハダッド (Toriq Hadad) のようにオンラインの『テンポ・インタラクティブ (Tempo Interaktif)』の編集を行うなど、それぞれの現場で体制と闘い続けた。

スハルトが 1998 年 5 月に退陣すると、『テンポ』はその年の 10 月に復刊することになる。その後、『テンポ』は 2001 年 4 月に日刊紙『コラン・テンポ (Koran Tempo)』を創刊している。また『テンポ』の運営会社であるグラフィティ・プレス (Grafiti Pers) が 2007 年に生活情報誌『U-Mag』を創刊したり、2009 年に入っては、ラジオ局の KBR68H (後述) と協力してオンラインを通じた「テンポ TV」のサービスを開始する予定であったりと、復刊後、着々と事業を拡大している。

¹ 神戸大学大学院博士課程 (igatsukasa@yahoo.co.jp)

² 『テンポ』とともに 1994 年に発禁処分を受けた雑誌は『ドゥティック (Detik)』と『エディトール (Editor)』である。

こうした事業拡大の一方で、復刊後の『テンポ』と民主化期のインドネシアのジャーナリズムを語るうえで避けて通れない事件が2003年に起こっている。2003年3月3～9日号で『テンポ』は「Ada Tomy di Tenabang? (トミーはタナアバンに居たのか?)」と題する記事を掲載した。記事は2月末にジャカルタのタナアバンで5日間にわたり起こった大規模な火災についての調査報道であった。記事は匿名のソースを元に火災前にビジネスマンのトミー・ウィナタ (Tomy Winata) の率いる Artha Graha グループによるタナアバンでのショッピングモール建設計画があったことを報じた。トミー・ウィナタは軍隊や警察との強い繋がりをもとにビジネスを展開しており、インドネシアでも非常に議論を呼ぶビジネスマンの1人である。直接断定はしていないものの、記事はトミー・ウィナタとタナアバンでの火災発生の関連を強く暗示するものとなっていた。

この記事が公になった直後、情報元を求めるトミー・ウィナタの支持者に『テンポ』のジャーナリストが襲われたり、『テンポ』の事務所が支持者に取り囲まれる事件が起こっている。また、トミー・ウィナタは『テンポ』を相手取って名誉棄損訴訟を起こしたが、ジャカルタ地方裁判所は1999年に制定されたプレス法ではなく、オランダ植民地期に遡る刑法に従ったために、1年の禁固刑を編集長のバンバン・ハリムルティに科す判決を2004年に出した³。『テンポ』はトミー・ウィナタとの係争だけでなく、他にも幾つかの名誉棄

³ その後、2006年の最高裁判決でプレス法に従って2004年の判決が覆された。

損訴訟の対象になっている⁴。

民主化期にインドネシアのジャーナリズムが受ける挑戦はスハルト体制期と性質を若干異にしている。スハルト体制期にジャーナリストが対峙した最大の「敵」は権威主義的な政府であり、問題とその対処法は比較的明確であった。だが、現在ではスハルト体制期から引き継いでいる根深い問題とともに、新たな無数の「敵」とそれが引き起こす問題にも対峙しなければならない。名誉棄損訴訟、コングロマリット化したメディア・グループの経営陣からの介入、主に地方で依然として残るジャーナリストへの暴力、根深いエンヴェロップ・ジャーナリズムの慣習。ある著名ブロガーは「上からの圧力だけではなく、水平方向からの圧力が強まっている」と述べたが、言い得て妙であろう⁵。ただ一方で、バンバン・ハリムルティは筆者に、既にスハルト体制期の発禁を経験した『テンポ』にとって、トミー・ウィナタやその他の訴訟は小さな問題であり、今の時代に公に抗議の声を上げることができるようになったことはプレスの自由にとって大きな進歩であるとも語っており⁶、その点からは新たな時代におけるインドネシアのジャーナリストの自信と自負を感じることができる。

⁴ 例えば、筆者のインドネシア滞在中にもバクリ・グループのアプリザル・バクリが、アプリザルを取り上げた『テンポ』の表紙のイラストに対し、名誉棄損を申し立てて訴訟も辞さない構えを見せていた。バクリ・グループについては筆者の前回の『JAMS News』への投稿も参照されたい。
⁵ エンダ・ナスティオン (Enda Nasution、インドネシア「ブロガーの父」) へのインタビュー。2009年1月14日、ジャカルタ。

⁶ バンバン・ハリムルティへのインタビュー。2009年3月4日、ジャカルタ。

民主化期のメディア NGO の活動とその周辺

民主化期のインドネシアのジャーナリズムの世界に大きなインパクトを与えているのは、何も『テンポ』のようなコアなジャーナリズムの内部の動きだけでない。専門職としてのジャーナリストの外側でそれをサポートするメディア関連の NGO の活動も大いに注目すべきものがある。

筆者が接触することができた主要 NGO には、ISAI (Institut Studi Arus Informasi)、LSPP (Lembaga Studi Pers dan Pembangunan)、LBH Pers (Lembaga Bantuan Hukum Pers)、Habibie Center、SET (Sains Estetika dan Teknologi) などがある。LBH Pers のように法律面でのサポートを得意とする NGO や、Habibie Center のように研究色が強い NGO、また ISAI、LSPP、SET のように多様な活動を行いながらワークショップ活動にも熱心な NGO もある。筆者は、マレーシアと比較してインドネシアのメディア NGO の活動は活発で、活動する分野も多岐にわたっていると感じている。

中でも ISAI は『テンポ』発禁後に『テンポ』の当時の編集長グナワン・モハマド (Goenawan Mohamad) らによって設立され、反スハルト体制的な地下出版活動や学生へのワークショップを行っていた。民主化後、ISAI はその活動を再定義する必要が生じたが、そのうちの興味深い対応としてラジオ局の KBR68H (Kantor Berita Radio 68H) の開局がある。なぜ、ISAI がラジオ局を開設したのか。それは、パプアのように未だに識字率が低い地域があるインドネシアでは、非識字者にも届き、しかも安価で新聞を読む

習慣のある都市中間層以外もアクセス可能であるというラジオの特性を踏まえ、ISAI の活動家達が「下からの民主主義」を実践するためのツールとしてラジオを捉えなおした結果に他ならない⁷。こうした認識に基づいて、ISAI は地方での「コミュニティ・ラジオ」局の設置をサポートしようとする試みに熱心であった。「コミュニティ・ラジオ」局の普及には ISAI だけでなく LSPP などの他の NGO も現在、力を入れている分野である。

KBR68H の活動はこの 10 年間で急速に拡大し、現在では既に ISAI から組織上独立している。2008 年の時点で KBR68H は文字通り「サバンからムラウケ」までインドネシア全土の 600 を超える地方局にニュースを中心にコンテンツを配信しており、国内最大規模のネットワークを有するまでに成長した。

一方、KBR68H はマレーシアとの間で興味深い繋がりもある。2003 年にマレーシアのメディア NGO の CIJ (Center for Independent Journalism) の 8 人が KBR68H でラジオ放送の技術的訓練を受けた。当時、KBR68H と CIJ には、マレーシア国内でのオンラインを通じたラジオ放送 (Radiq Radio) の計画と、スマトラのドゥマイに放送局を設置し、そこからマレー半島に向けてラジオ電波を送る計画があったという⁸。だが、最終的にはどちらも失敗に終わっている。

以上のようなラジオだけでなく、テレビ、

⁷ テジャバユ (Tejabayu、ISAI 副所長) へのインタビュー、2008 年 12 月 1 日、ジャカルタ。サントソ (Santoso、KBR68H 社長) へのインタビュー、2009 年 2 月 3 日、ジャカルタ。

⁸ Radiq Radio については、筆者は 2006 年まで事業が継続されていたことを確認している。

新聞を含め様々なメディアに対してインドネシアの NGO は働きかけを行っているが、それらの活動にも増してさらに重要なのは、NGO の立法過程への関与であろう。

スハルト退陣以降 4 回の政権交代を経ながらも、政府はこの 10 年間で一貫して重要なメディア関連法案を次々と立法化してきた。そのうちの重要なものとしては、プレス法 (Undang-Undang RI Nomor 40 Tahun 1999)、放送法 (Undang-Undang RI Nomor 32 Tahun 2002)、電子情報・取引法 (Undang-Undang RI Nomor 11 Tahun 2008)、情報公開法 (Undang-Undang RI Nomor 14 Tahun 2008) などがある。特に放送法や情報公開法について主要な NGO は連合しながらワークショップ開催や主要な大手メディアへの投稿、議員へのロビイング等を通じ、立法過程に直接影響を与えている。そのため、NGO を立法過程における重要なアクターの 1 つとみなすことができよう。中でも近年注目すべきは 2008 年に議会を通過した情報公開法である。

法案の議会通過により、インドネシアはアジアで 5 番目に情報公開法を整備した国になった⁹。中でも ASEAN 諸国の中ではタイに次いで情報公開法が立法化されているが、タイの情報公開法では国王と王室に関わることが例外規定とされているためにインドネシアの情報公開法の方が適用範囲は広い。情報公開法の実際の施行については 2010 年 4 月が予定されている。NGO は実際の施行を前に情報

公開法の内容や活用法を説明する一般向けのパンフレットの配布や、地方都市で主にジャーナリストを対象にワークショップを開催するなど、情報公開法の普及活動を精力的に行っている。

筆者のインドネシア滞在時に特に印象深かった NGO の立法過程への関与については、国家機密法 (Undang-Undang Rahasia Negara) への反対活動がある。国家機密法の法制化を中心となって推進しているのは防衛省だが、ジャーナリストを中心にメディアの担い手からの反発は強い。NGO はジャーナリスト、研究者、裁判官、時には防衛省からの代表も含んだ討論会やワークショップを開き、情報公開法との矛盾、立法プロセスが非民主主義的、適用範囲が曖昧である点などを指摘しながら、国家機密法の実態を明らかにしようとしていた。また、筆者が観察することができた国家機密法に反対する NGO とプレス評議会 (Dewan Pers) による「作戦会議」¹⁰ では、大手メディアへの投稿やワークショップ開催のみならず、大統領のスピーチライターへのロビイングも検討されていた。このようなジャーナリストや NGO の反対に直面しながらも、防衛省は国家機密法の議会での法案通過を目指したが、本稿執筆時点 (2009 年 4 月 11 日) では 4 月 9 日の議会総選挙のため 3 月に議会が閉会したため、実際の法制化は未だなされていない。

以上のように、民主化後のインドネシアではジャーナリズムを支援する NGO の活動についても注目すべき点が大いにあるのである。

⁹ 情報公開法を整備したアジアの他の国は、インド、日本、タイ、ネパールであり、世界では 76 番目の国になる。

¹⁰ 2009 年 2 月 6 日、プレス評議会 (ジャカルタ)。